

## 都政のBCP（東京都事業継続計画）〈地震編〉の改定の概要について

## 改定の背景

- 大規模災害発生時、東京都は、自らも被災し、人員や施設などについて制約を受けながら、応急対策や復旧・復興対策を進めなくてはならない。
- 都は、平成20年11月、大規模災害発生時における業務の継続性を確保するべく、発災時に優先的に実施する業務、そのための執行体制や執務環境の確保等について予め決めておくため、「都政のBCP（東京都事業継続計画）〈地震編〉」を策定した。
- 昨年12月、計画の実効性をさらに高めるため、東日本大震災や熊本地震等の災害から得られた教訓等を踏まえ、「東京都事業継続計画（都政のBCP）」として改定した。

## 東日本大震災等から得られた主な教訓

## 東日本大震災

- 一時的に行政機能が喪失するなど、想定外の事態により業務継続が困難となる事態が発生

## 〈主な教訓〉

- ① いかなる状況においても業務の継続性を確保するべき
- ② 平常時から防災意識向上に向けた取組を充実するべき

## 熊本地震

- 災害対策体制が迅速に確立せず、またその継続的な運営が懸念される事態、他自治体からの応援職員の受入に支障を来す事態が発生

## 〈主な教訓〉

- ③ 迅速な初動対応が可能な体制を整備するべき
- ④ 持続可能な体制を整備するべき
- ⑤ 他自治体等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備するべき

## 改定前

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする災害を首都直下地震に限定しており、汎用性が低い。</li> <li>・区市町村のBCP策定に対する支援としては、情報提供と助言のみである。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続マネジメント（BCM）の概要及びBCM推進委員会の設置の記載はあるが、その活用方法や訓練に係る具体的記載なし。</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間帯ごとに行うべき業務は整理しているが、発災後3時間までの業務の絞り込みが不十分。</li> <li>・職員の安否確認手段にSNSは含まれず、参集状況の都本部への連絡手段も示されていない。</li> </ul>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の非常用食糧については記載しているが、職員の具体的な勤務体制については示していない。</li> </ul>
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体等から応援を受け入れる場合の考え方は示していない。</li> <li>・応援職員を活用するための考え方は示していない。</li> </ul>

## 改定後

<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の継続性を高めるための執行体制や執行環境の整備などを充実させることにより、様々な災害についても対応が可能な計画とした。P.39-46、P.55、P.59-63</li> <li>・BCP未策定の団体の個別事情に応じた支援、BCP策定ガイドラインの改定及び説明会の実施など、きめ細かな支援について整理した。P.72</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的なPDCAサイクル推進のため、BCM推進委員会の下に課長級で構成する検討会を設置し、その活用方法を具体的に整理した。P.71</li> <li>・職員参集訓練、発災直後業務の習熟訓練、区市町村を交えた訓練など、訓練の内容を具体的に整理した。P.72-75</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災から3時間までに着手する業務を「災害対策体制の確立」、「救助・救急活動への支援」に絞り込むことにより、初動時に一層迅速な対応ができるようにした。P.7-9</li> <li>・携帯メール、SNSなど、職員参集に係る手段を多重化するとともに、各局等から災害対策本部への参集状況の報告は、TAIMS端末やスマートフォンなどを用いて、システムにより行うこととした。P.56-57</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の勤務ローテーションや休憩場所の確保など、持続可能な体制を具体的に示した。P.46-48</li> <li>・職員自身の負傷など、やむを得ない事情による参集の例外の考え方について整理した。P.49-50</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都が他自治体等の応援職員を受け入れる場合及び、区市町村からの要請を受けて都が他自治体等に応援を依頼する場合の考え方を整理した。</li> <li>・応援受入の実効性確保のための考え方として、応援を受け入れる業務の特定、応援職員の役割分担の明確化などの必要性を示した。P.79-81</li> </ul>